



背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染、除去土壌等の仮置場等での保管を実施し、面的除染は平成29年度に完了した。今後は、面的除染完了後の事後処理を実施する。

事業概要

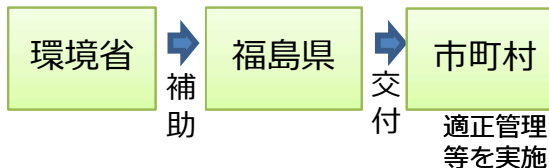
- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等
75,654百万円 (73,274百万円)
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置
50,000百万円 (47,938百万円)
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕

主な事業スキーム

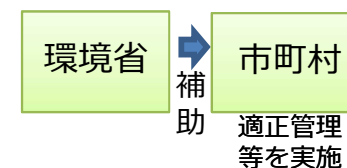
【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外



期待される効果

福島県を始めとする被災地への住民の帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管(適正管理)～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ

